

給 水 装 置 等 関 連 業 務  
- 提案評価基準 -

令和 8 年 6 月

宮城県大崎市上下水道部

この提案評価基準は、大崎市水道事業(以下「市」という。)が実施する大崎市水道事業包括業務のうち、給水装置等関連業務、(以下「本業務」という。)を受託する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者(以下「参加者」という。)に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである(これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。)

- ① 実施要領
- ② 要求水準書
- ③ 特記仕様書
- ④ 様式集

参加者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

なお、大崎市水道事業包括業務のうち、水道料金収納等業務及び水道施設運転管理業務の優先交渉権者は、別途募集及び選定を行う。

## 第 1 審査方法

### 1 審査方式

本業務は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、業務提案による技術面等の非価格要素とともに提示された提案見積金額を総合的に評価する。

### 2 委員会の設置

市は、業務提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「大崎市水道事業包括業務委託に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置している。委員会の委員は、有識者、学識経験者、水道使用者及び市職員により構成され、提案評価基準に基づき業務提案書等の審査を行う。

## 第 2 審査内容

### 1 プロポーザル参加資格の確認

#### (1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、実施要領等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

#### (2) 参加資格の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が実施要領等に定める参加者の要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

### 2 業務提案審査

#### (1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された業務提案書等について、実施要領等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

なお、参加者が多数あるなど、市及び委員会が必要と判断した場合は、市において「第 3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

#### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

なお、参加者が多数あるなど市において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

#### (3) 提案内容審査

委員会は、業務提案書等のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「第 3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化(技術評価点の算出)を行う。

市は、提案見積金額について「第 3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化

(価格評価点の算出)を行う。

(4) 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

(5) 優先交渉権者の選定

委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

優秀提案が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を優先交渉権者として選定する。この場合において、技術評価点が高点であるときは、委員会に諮って優先交渉権者を選定する。

### 3 優先交渉権者及び受注者の決定

市は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、契約交渉を行う。契約締結は、市が別途発注する「水道施設運転管理業務」及び「水道料金収納等業務」の優先交渉権者とSPC(特別目的会社)またはJV(共同企業体)等の企業体を結成することを前提とし、受注者を決定する。

市は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

## 第3 総合評価点の算出方法

### 1 配点方針

業務提案書等で、求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ700点及び300点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点 = 技術評価点(700点満点) + 価格評価点(300点満点)

### 2 業務提案書等の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、業務提案書等の審査項目、内容及び配点は表1のとおりとする。

表 1 業務提案書の審査項目，内容及び配点

審査項目	審査の視点	配点
(1) 会社内容に関する事項		(30)
①会社の規模，財務・経営状況	会社の規模，経営状況を総合的に判断し，将来にわたり安定した業務を行う経営基盤	30
(2) 受託実績に関する事項		(20)
①給水装置等関連業務の受託実績	本市規模以上の給水装置等関連業務を行っている実績	20
(3) 受託水道業務技術管理者に関する事項		(35)
①給水装置等関連業務における受託水道業務技術管理者の業務範囲	要求水準書及び特記仕様書に関する理解	20
②受託水道業務技術管理者としての責任	受託水道業務技術管理者としての責任の理解及び意欲	15
(4) 業務全般に関する事項		(140)
①業務施行計画	業務全般への理解	20
②水道技術管理者及び給水装置工事主任技術者の配置	必須資格要件の理解	15
③業務上必要な資格者の配置計画	要求水準書及び特記仕様書等に関する理解	15
④資格者欠員時の体制	有資格者の補充体制	15
⑤業務の指揮命令系統	業務の責任体制と指揮命令系統の整理及び確立	15
⑥業務従事者の教育	業務従事者の研修・指導・資格取得に関する会社の体制	15
⑦業務準備の体制	業務準備期間内の体制とスケジュール	10
⑧セキュリティー対策	個人情報等のセキュリティー対策	15
⑨業務従事者の労働管理	過重労働を防止する人員配置，メンタルケア・業務従事者の安全管理	10
⑩業務履行困難時の対応	業務履行困難時の応援体制及び他社への業務引継等の体制	10

審査項目	審査の視点	配点
(5) 給水装置等関連業務窓口に関する事項		(60)
①人員配置計画	業務従事者の配置及び業務内容	20
②来庁者並びに電話の対応	来庁者並びに電話の対応内容	20
③お客様センターとの連絡体制	業務履行する上でのお客様センターとの連絡体制	10
④苦情・クレーム対応	カスタマー防衛, 再発防止に至る危機管理体制	10
(6) 給水装置工事に関する事項		(60)
①給水装置工事受付並びに審査の対応	給水装置工事申請の受付と審査体制	15
②給水装置工事の検査体制	給水装置工事の検査体制	10
③道路占用の受付体制	道路占用の受付体制	10
④止水栓修繕等の受付体制	止水栓修繕等の受付体制	5
⑤事前協議・相談・その他の給水装置関連の内容と体制	事前協議・相談・その他の給水装置関連の内容と体制	10
⑥給水装置等図面交付の対応	給水装置等図面交付の対応	5
⑦水道・下水道台帳システム給水データ更新の対応	業務従事者の配置及び作業計画	5
(7) 宅内漏水調査に関する事項		(20)
①業務従事者の配置と受付体制	業務従事者の人員配置と受付体制	10
②要求水準書等に関する理解	資料の様式の決定方法, 様式の変更対応	10
(8) 排水設備等関連業務に関する事項		(60)
①業務従事者の配置計画	業務従事者の配置	15
②排水設備等工事受付並びに審査の対応	排水設備等工事申請の受付と審査業務体制	10
③排水設備等工事の検査体制	排水設備等工事の検査体制	10
④事前協議・相談・その他の排水設備関連の内容と体制	事前協議・相談・その他の排水設備関連の内容と体制	10
⑤排水設備等図面交付の対応	排水設備等図面交付の対応	5
⑥水洗化普及促進業務の対応	水洗化普及促進業務の実施体制	10

審査項目	審査の視点	配点
(9) 水道メーター定期交換に関する事項		(50)
①業務従事者の配置計画	業務従事者の配置計画	20
②業務の施工計画	業務の施工計画及び作業従事者に対する指導方針	15
③業務の特記仕様書等に関する理解	効率的かつ柔軟な対応方法・体制	15
(10) 漏水修繕等管路管理に関する業務		(55)
①業務従事者の配置計画	業務従事者の配置計画と待機体制	20
②緊急漏水修繕時の体制	夜間休日を問わない迅速な初動・復旧体制と、安全確保体制	15
③大規模漏水修繕時の資材確保と専門技術者との連絡体制	資材確保と専門技術者との連絡体制	10
④業務の特記仕様書等に関する理解	時間的・技術的な制約条件を正確に把握した迅速な施工及び安全管理体制	10
(11) 管路施設等漏水調査に関する業務		(50)
①業務従事者の配置計画	実績と資格を持つ業務従事者の配置計画	20
②精度・品質管理体制	熟練技術者による客観的な精度担保の仕組みがあるか	10
③安全・環境配慮体制	事前周知や、騒音・不審者と誤認されないための具体的配慮	10
④成果品の有用性	調査結果の分析が、将来の管路更新計画や維持管理に資する付加価値があるか	10
(12) その他技術業務に関する事項		(20)
①環境整備計画	環境整備に対する考え	10
②SDGs※への取り組み	持続可能な社会を構築する取組があるか	10
(13) 事務業務に関する事項		(20)
①借用物の管理体制	借用物の管理体制	10
②備品・消耗品調達の品質・在庫管理	備品・消耗品調達の管理体制	10

※ SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。

審査項目	審査の視点	配点
(14) 危機管理体制に関する事項		(50)
①災害時の危機管理体制	上下水道部との連携及び体制とその他外部からの支援体制	20
②災害時の体制	応急給水の連携及び体制	10
③感染症への対策	日常的な衛生管理及び集団感染時における要員減少時でも業務を維持できる継続体制	10
④リスク分担	リスク分担に関する考え方	10
(15) 地域貢献に関する事項		(30)
①地元経済への考え方	物品調達・外注委託等大崎市内業者への発注計画	10
②地元雇用への考え方	大崎市内在住者の雇用計画	10
③広報について	情報提供の計画	10
技術評価点計		700
価格評価点計		300
合計		1,000

### 3 評価点の算出方法

表2に示す4段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に秀でて優れている	配点×1.0
B	当該審査項目について、秀でて優れている	配点×0.75
C	当該審査項目について、優れている	配点×0.5
D	当該審査項目について、優れている点は見当たらない	配点×0.25
E	当該審査項目について、審査要件が示されていない	配点×0

ただし、審査項目のうち「価格評価点」は、以下により得点化する。

- ① 業務提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、提案見積書に記載された金額(以下「提案見積金額」という。)が、提案上限金額を超える者は失格とする。

提案上限価格:910,710,000 円(税抜)

- ② 提案見積金額が、提案上限金額以下の参加者の得点は、次の式により求める。

\* 見積率が75% < 見積率 ≤ 100%における価格評価点

見積率が105%における価格評価点が0点、見積率75%における価格評価点を300点とした場合の2点を通る楕円の式

$$\text{『 } Y = (B^2 \times (1 - X^2 / A^2))^{1/2} \text{ 』}$$

見積率: 提案見積金額 / 提案上限価格 [小数点以下第3位四捨五入]

Y: 価格評価点, X: (見積率 - 75%), A: 30, B: 300点

\* 見積率が75%以下の場合の価格評価点は300点とする。